

2021春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	日建協
方針決定日	2021年 1月 8日
要求提出日	2021年 3月 23日
回答指定期	2021年 4月 6日

要求項目	要求内容
(1) 基本的な考え方	
建設産業が「魅力ある産業」として持続するため、また、担い手不足の解消をはかるためにも、あるべき賃金水準を実現すべきである。さらには、働き方改革の実現にむけて取り組んでいる組合員一人ひとりの努力が報われ、いきいきと仕事に取り組む心の支えとなるためにも、賃金水準の維持・向上は必要不可欠である。 将来にわたり安定した生活基盤を築くため、加盟組合と日建協が一体となって賃金水準の改善に引き続き取り組んでいく。	
(2) 基盤整備	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化	
・賃金水準闘争を強化していくための体制整備	・メーリングリストの活用(要求、回答速報含む) 指定回答日までの期間は、加盟組合の要求内容を日建協が集約する。回答日以降については、加盟組合間の情報共有をより迅速かつ正確に行うため「賃上げ・一時金回答速報」を交渉速報としてメーリングリストにより活用する。
(3) 賃上げ要求	
■月例賃金	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	基準内年収:大卒正規入社30歳…先行ライン 6,686,100円/標準ライン5,557,300円/必要ライン5,023,500円 大卒正規入社35歳…先行ライン 8,403,100円/標準ライン7,128,100円/必要ライン6,426,000円 大卒正規入社40歳…先行ライン10,024,900円/標準ライン8,508,500円/必要ライン7,525,900円
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	
○規模間格差の是正(中小賃上げ要求)	加盟組合は、安定した生活をするための基盤を強化するため、また、組合員がやりがいをもって仕事にのぞみ、生産性の向上など働き方改革に高い意識で取り組むために、引き続き月例賃金の向上に取り組む。
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	
■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当関連	
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低賃金の協定締結	加盟組合は、継続的な人材確保のため、各加盟組合において目標を定め取り組む。 大学卒年齢22歳の総合職…先行ライン240,000円/標準ライン240,000円/必要ライン230,000円
■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等労働者への対応	加盟組合は、組合員の仕事への意欲向上や、生活水準の確保のために、昨年実績以上の水準をめざす。また、一時金水準の継続的な維持・向上にむけて計画的に取り組んでいく。

(4) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し

■長時間労働の是正	
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	
■職場における均等待遇実現に向けた取り組み	
■60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み	
■テレワーク導入に向けた労働組合の取り組み	
■その他 ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備 など	

(5) ジェンダー平等・多様性の推進

・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法	
---	--

(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入

--